

飲食店店長の過労死に名目的代表取締役の責任が認められた事案

株式会社まつりほか事件



安西法律事務所 弁護士 木村 恵子

きむら けいこ ● 安西法律事務所 所属。専門は労働法関係。近著は『安全配慮義務の実務と対応』（編著・労働調査会）など。

第1審 東京地裁 令和3年4月28日判決（判例時報2543・2544合併号88頁）

第2審 東京高裁 令和4年3月10日判決（判例時報2543・2544合併号75頁）（本判決）

本件は、飲食店店長の過労死につき、会社及び代表取締役の責任が問われた事案である。本判決は、代表取締役の責任につき、名目的立場であったとしても、代表取締役として就任した以上、従業員の労働時間や労働内容を把握する義務があると判断した。従業員の労務管理につき、会社のみならず、その業務執行を担う代表取締役個人も重い責任を負うことを示唆する判決である。

1. 事案の概要

1) 当事者

(1) 訴えた側（1審原告ら、2審被控訴人ら）

訴えたのは、株式会社まつりの従業員であった亡甲野一郎（以下「K」という）の相続人である妻X1と長女X2（以下あわせて「Xら」という）である。

(2) 訴えられた側（1審被告ら、2審控訴人ら）

訴えられたのは、株式会社まつり（以下「Y1」という）とY1の代表取締役として登記されていた者（以下「Y2」という）である。

2) Xらの請求の根拠

Xらは、KはY1における過重労働により死亡したとして、Y1に対しては債務不履行（安全配慮義務違反）による損害賠償請求権に基づき、Y2に対しては債務不履行または役員等の損害賠償請求権（会社法429条1項）に基づき、損害賠償を請求した¹⁾。

3) 本判決が認定した事実関係の概要

(1) Y1設立に関する経緯

① Y1の実質的経営者であったA（平成31年1月死亡）は、平成25年7月Y1を設立し、レストラン「祭」（以下「本件店舗」という）を開店した。

② Aは、Y1を設立する際、自らは役員にならず、本件店舗とは別のAが経営する店舗で板前として勤務するY2に名前を貸すよう依頼し、Y2を代表取締役とし、Aの妻Dの姉EをY1の取締役とする登記手続きをした。Y2は、名義貸与の依頼を了承し、Y1の役員になるかもしれないと認識し、印鑑登録証をAに渡した。

③ Y2及びEに、Y1への経営への関与あるいは同社からの役員報酬は一切なかった。

④ A及びDは、ほぼ毎日本件店舗に出勤し、Aは「社長」と呼ばれてY1の実質的な経営者の立場にあり、Dは「おかみさん」と呼ば

れY1の経理業務を担当していた。

⑤ Y1は、平成28年5月に解散し、解散後Y2は代表清算人に就任した。

(2) Kの労働状況等

① Kは、平成25年9月、Y1と雇用契約を締結し、本件店舗において板前（店長）として業務に従事した。ただし、雇用契約書等はなく、Kは、本件店舗でタイムカードはつけていなかった（K以外の従業員はタイムカードをつけていた）。

② Kは、継続的に平均して1月あたり128時間を超える時間外労働をしていた。

③ Y1では、従業員の健康診断を実施していなかった。

④ Kは、平成26年3月22日及び23日、体調不良により本件店舗を欠勤したが病院を受診せず、その後自宅で倒れ、不整脈による心停止（以下「本件発症」という）により死亡した。

⑤ 茂原労働基準監督署長は、X1からの再審査請求等を経た後、平成28年7月遺族補償給付等の支給を決定した²⁾。

2. 1審判決の概要

1審判決は、以下の争点につき次のように述べてY1及びY2の責任を認めた³⁾。

(1) 争点1（Kの死亡の業務起因性）について

Kは、「平均して1月あたり128時間を超える時間外労働をしていたものであり、…他に発症原因と考えられる事情もみあたらないから、…Kの死亡は、本件店舗における長時間労働により生じたものと推認するのが相当である。」

(2) 争点2（Y1の安全配慮義務違反の有無）について

「Y1は、…Kが業務に従事する状況について労働時間や労働内容を把握し、必要に応じてこれを是正すべき措置をとる義務を負っていたというべきである。…Y1は…Kの労働時間を把握

しないまま…長時間の時間外労働に従事させ…本件発症に至らせたものであるから、Kに対する安全配慮義務に違反したというべきである。」

(3) 争点3 (Y2の責任の有無)について

「Y2は、…代表取締役として…その職務を行うについて悪意または重大な過失があり…会社法429条1項に基づき」損害賠償責任を負う。

(4) 争点4 (過失相殺(自己健康管理義務違反))について

Kが体調不良を訴えて欠勤した際に「病院を受診しなかったことを、Kに不利に斟酌するのは相当ではない」として、過失相殺を否定した。

3. 本判決の要旨

本判決は、争点1及び争点2については、おおむね1審判断を引用し、争点3及び争点4については、以下のように述べてY1及びY2の責任を認めた。

(1) 争点3 (Y2の責任の有無)について

「Y2は、…いわゆる名目的な代表取締役であったものと認

められる。しかしながら、…代表取締役への就任自体は有効に行われたものと認められ…名目的な代表取締役であることをもって…代表取締役として第三者に対して負うべき一般的な善管注意義務を免れ又は軽減されるものではない。^①」 「Y2は、…代表取締役として、…従業員の労働時間や労働内容を適切に把握し、必要に応じてこれを是正すべき義務をおっていたものというべきである^②」ところ、Y1の業務執行を一切行わずKの労働時間や労働内容の把握や是正について何も行ってこなかったというのであるから、その任務の懈怠について悪意又は重大な過失がある」というべきであり^③、「会社法429条1項に基づく責任を負う」。

(2) 争点4 (過失相殺)について

Kは①本件発症前に欠勤しながら受診しなかったこと、②受診していれば本件発症は防げた可能性があるとの医師の意見があること、③長時間労働するなかで30年以上の喫煙歴があること等を踏まえ早期受診すべきであったこと等から、Y1が従業員の健康診断を実施していなかったことを踏まえても「2割の限度で過失相殺を認めるのが相当」とした。

ワンポイント解説

従業員の過労死・過労自殺と取締役の責任

1. 従業員の過労死と名目的取締役の責任

会社法は、429条1項⁴⁾で、役員等の第三者に対する損害賠償責任を定めている。この責任の性質については、会社の経済社会に占める地位及び取締役等の職務の重要性を考慮し、第三者保護の立場から、取締役等が悪意・重過失により会社に対する任務(善管注意義務・忠実義務)懈怠により第三者に生じた損害賠償責任を負わせたものと解されている⁵⁾。従業員の過労死・過労自殺等との関係でも、複数の裁判例において取締役個人の責任が肯定されてきたところである(大庄ほか事件 大阪高裁平成23年5月25日判決等)。そのなかで、本判決は、上記下線①のように、代表取締役への就任手続きが適正に行われたことを根拠に名目的な代表取締役についても、その責任を認めた点に特徴がある。

2. 取締役の負う義務の内容

これまでの同種裁判例では、取締役が負う義務の内容は、「労働者が生命・健康を損なうことのない体制を構築する義務」等の体制整備をする義務とするケースが散見されたが、本判決は、上記下線②のように、労働時間の把握義務等を取締役自身の義務とし、その不履行(名目的立場であったがゆえに業務執行を一切していない点)を指摘している点(上記下線③)にも特徴がある。このような相違は、会社の規模や代表取締役が業務執行の責任を負うことを考慮した相違であろう。具体的義務内容に相違が見られたとしても、取締役が、会社が従業員に対して負う安全配慮義務を履行できるよう善管注意義務を負っていることに変わりがないことには留意すべきであろう。

- 1) X1との関係では、Y1とY2連帯して約2400万円及び遅延損害金、X2との関係では、Y1とY2が連帯して約3500万円及び遅延損害金の支払いが請求された。
- 2) 茂原労働基準監督署長は当初不支給決定をし、これに対する審査請求も棄却されたことからX1が再審査請求をしたところ、再審査請求が認められ、同署長が支給決定するに至ったものである。なお、X1は、本支給決定において遺族補償年金の給付日額(1万243円)に誤りがあるとして二度にわたる審査請求をし、最終的に茂原労働基準監督署長は、平成29年2月給付基礎日額を1万3300円とする変更決定をした。
- 3) Yらには、X1に対する1232万円及びこれに対する遅延損害金の支払い義務及びX2に対する約2519万及びこれに対する遅延損害金の支払い義務が認められた。
- 4) 会社法429条1項は「役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。」と規定する。ここでいう「役員等」とは、取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人を指す(会社法423条)。
- 5) 江頭憲治郎「株式会社法 第8版」(有斐閣)533頁参照